

墨田区長等の給料の特例に関する条例を公布する。

平成25年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第42号

墨田区長等の給料の特例に関する条例

墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）別表1の規定にかかわらず、区長及び副区長の給料の月額を、同表に規定する給料の月額から、区長についてはその100分の30に相当する額を、副区長についてはその100分の20に相当する額を減じて得た額とする。ただし、墨田区長等の給料等に関する条例第4条第1項の規定の適用については、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年10月31日限り、その効力を失う。